

仕 様 書

- 1 件 名 液体窒素の買入れ(単価契約)
- 2 予定数量 258,000リットル
(内訳 8号館:150,000リットル、9号館:108,000リットル)
- 3 履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 履行場所 東京都八王子市南大沢1-1 首都大学東京南大沢キャンパス
8・9号館ガスヤード内液体窒素CE(コールド・エバポレータ)
(8・9号館合わせたCEタンクの容量:2,520リットル)
- 5 納入条件
 - (1)純度 99.999%以上であり、露点が -70°C 以下であること。
 - (2)搬入経路が狭所であるため、積載最大重量 5,000kg 以下の車両で納入のこと。
なお契約後、納入前までに、通行可能かどうか事前に確認し、本法人担当者に車両図面を提出し、承諾を得ること。
 - (3)本法人担当者からの依頼のとおり、タンクローリーで液体窒素タンクに充填し、納入は午前 9 時から午後 4 時(土・日・祭日を含む。)の間で、指定した時間に必ず行うこと。
(H30 年度の実績: 8 号館・9 号館ともに、週 2 日(主に火曜日・金曜日の午前中))
 - (4)本法人担当者及びその代理人立ち合いのもと納入すること。
 - (5)納入された液体窒素の量は、搬入時に大学 CE タンクの液面計での計量によって決め、搬入時及び運送時に消失した量は支払い代金に含まないこと。また、タンク接続口は日本酸素製タンクであるため、接続口の規格に十分注意すること。
- 6 支払条件
 - (1)支払いは納入実績による四半期毎とし、適正な請求書が提出された後、60 日以内に支払う。
 - (2)請求に当たっては当該月の納入完了後、翌月 10 日以内にタンク毎の納入実績報告を提出すること。
 - (3)本法人担当者が納入実績報告に基づき各研究室の汲取量及び金額を算出し、納入業者に各研究室別の請求額を提示する。その報告に基づき、複数枚の請求書を作成・発行すること。
 - (4)納品書については、研究室毎に請求書発行枚数分を作成・発行すること。
(例年:理学部→40 研究室、都市環境学部→25 研究室程度)
- 7 契約方法 単価契約とする。

8 その他

- (1)数量については予定数量であり、契約期間内において発注数量が予定数量に達した場合は、契約期間の満了を待たずに、その時点で契約を打ち切ることとする。なお、打ち切りについての通知は、要しないものとする。
- また、発注数量が予定数量に達しない場合であっても、契約期間の満了をもって契約は終了する。なお、いずれの場合であっても、受注者は異議を主張できないものとする。
- (2)消費税の金額は、この契約の締結時に適用される法令上の税率に基づき算定されたものである。法令の改正に基づく税率の変更等により消費税の算定方法に変更が生じた場合は、当該変更後の算定方法に基づく消費税額を適用した金額へ契約変更を行った上で支払いを行うものとする。
- (3)不明な点は、本学の担当者と協議すること。
- (4)納入に当たっては、CE 設備を含む本学構内の施設等を損傷しないよう十分注意して行うこと。万一、損傷した場合は、速やかに報告の上、受注者の負担で原形に復旧すること。復旧方法については本学の指示に従うこと。
- (5)本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(担当者)

公立大学法人首都大学東京
管理部理系管理課会計係 白岩 徹
電話:042-677-1111 内線3015